

平成 30 年度の国民健康保険税の納期限

2月号の広報紙でもお知らせしましたとおり平成30年度からは仮算定が廃止されます。今まで普通徴収（納付書または口座振替での納付）は、4月と7月に保険税の通知をしていましたが、平成30年度からは7月の1回のみ通知となります。これにより、平成30年度分の保険税の納期限は7月から始まります。

平成 30 年度の国民健康保険税の納期限

第1期	平成30年7月31日（火）	第6期	平成30年12月25日（火）
第2期	平成30年8月31日（金）	第7期	平成31年1月31日（木）
第3期	平成30年10月1日（月）	第8期	平成31年2月28日（木）
第4期	平成30年10月31日（水）	第9期	平成31年4月1日（月）
第5期	平成30年11月30日（金）		

平成 29 年度と平成 30 年度の国民健康保険税について

保険税の算定方式を4方式から3方式へ変更したことに伴い、被保険者の人数や所得に大きな変更がない場合でも、ご負担いただく保険税の額が平成29年度と比べて変わります。

また、納期も10回から9回と1回分少なくなりますので、1回あたりのご負担が増えることが想定されます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

▼問い合わせ 住民課 内線 242・246～248

介護保険料を改定しました

介護健康課 内線 232

平成30年度から平成32年度の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を改定しました。保険料は、所得水準に応じて所得段階を12段階とし、所得段階ごとの保険料額を設定しています。

●保険料基準額（平成30年度～平成32年度）

年 額	54,100 円
月 額	4,511 円

●所得段階別保険料額（平成30年度～平成32年度）

所得段階	保険料額（年額）	対 象 者	
第1段階	24,300 円	町民税世帯非課税	生保受給者又は老齢福祉年金受給者
第2段階	35,100 円		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	40,500 円		第1段階に該当しない場合で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方
第4段階	46,000 円	町民税世帯課税かつ本人非課税	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階	54,100 円		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方
第6段階	64,900 円	町民税本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	70,300 円		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
第8段階	81,100 円		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階	86,600 円		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方
第10段階	92,000 円		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方
第11段階	97,400 円		前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方
第12段階	102,800 円		前年の合計所得金額が1,000万円以上の方

※「その他の合計所得」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額
 ※「合計所得金額」は、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額

国民健康保険制度が変わります

住民課 内線 242

なぜ国保制度の見直しが必要？

この10年で70歳以上の高齢者数は1.3倍に、国民医療費も1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるために、平成30年度から愛知県が財政運営の責任主体となり国保制度を安定化（広域化）することとなりました。

なにが変わる？

愛知県は国民健康保険財政を運営していくために市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、標準保険料率を示します。町は愛知県に納付金を納めるために標準保険料率等を参考に保険料率を定め保険税を賦課・徴収する方法に変更になります。

▼参考：愛知県が示す扶桑町の標準保険料率

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割	7.16%	2.09%	1.82%
均等割	28,519 円	8,307 円	9,488 円
平等割	20,307 円	5,915 円	4,576 円

保険料率はどう変わる？

国民健康保険税は、今までは所得割・資産割・均等割・平等割の4方式により算定していましたが、今回の制度改革を機に資産割を廃止しました。また、所得割・均等割・平等割の3方式の税率を変更しました。

●資産割を廃止する理由は

- ・収益性のない居住用資産が多く、負担能力に直結しておらず、低所得者の負担が大きい。
- ・町外に所有する固定資産は保険税算定の対象ではないため、被保険者に不公平感がある。
- ・他の保険制度（後期高齢者医療、介護保険）には資産割がない。
- ・愛知県の標準賦課方式では資産割がない。

平成 30 年度の保険料率等

	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
所得割	5.40%	5.90%	1.60%	1.75%	1.40%	1.50%
資産割	22.0%	廃止	6.0%	廃止	5.0%	廃止
均等割	20,200 円	22,800 円	5,800 円	6,500 円	7,300 円	8,000 円
平等割	17,900 円	18,600 円	5,100 円	5,300 円	6,500 円	5,800 円
課税限度額	520,000 円	540,000 円	170,000 円	190,000 円	160,000 円	変更なし

※ 扶桑町の標準保険料率と今回変更する税率には乖離があるため、しばらくの間は不足する財源を一般会計からの繰入金や繰越金で補填していきますが、将来的には標準保険料率に近づけていくこととなります。